

## 国外財産調書の提出制度

### 1 国外送金等に係る調書の提出等の概要

平成24年3月30日に、平成24年度税制改正法案（正式には、「租税特別措置法等の一部を改正する法律案」）が成立した。平成23年度における税制改正ではその一部が同年11月に成立するという変則的な事態となつたが、本年度はそのような事態になつてゐない。

今回の改正事項のうち、注目されるものの1つが、国外財産調書の提出制度の創設である。この改正は、「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律」（以下「当該法律」という。）の一部改正という形で行われた。

当該法律は、外国為替及び外国貿易管理法（外為法）が平成9年に改正され、平成10年4月1日より施行された結果、外国為替取引の自由化が行われ、国内の資産が国外に流出する事態が想定されたことを受けて創設されたもので、平成10年4月1日以降適用されている。そして、平成20年度税制改正において、国外送金等に係る調書の提出対象金額が当初の200万円超から100万円超に引き下げられている。

当該法律は、国外送金又は国外から送金を受領する者（公共法人、銀行、証券業者等を除く。）が、当該法律に定める特定送金又は特定受領に該当する場合を除き、所定の告知書を金融機関の営業所等又は郵便局長等（以下「金融機関等」という。）に提出することを義務としている。この告知書提出に際して、その提出を受ける金融機関等は、告知書を提出する者について、住民票又は法人の登記簿の抄本等の提示を受けて、氏名、名称及び住所を確認する。そして、金融機関等は、顧客が国外送金等を行つたときは、

その国外送金等ごとに調書を、その為替取引を行つた日の属する月の翌月末までに、金融機関等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

当該法律は、国外送金等の調書に係る税務執行を円滑に行つるために、税務職員に対して金融機関等に対する質問検査権を認めるとともに、告知書及び国外送金等調書の提出を怠つた場合又はこれらに偽り等の記載を行つた場合、さらに、国外送金等の調査に従事する者が守秘義務に違反した場合に、罰則を規定している。

当該法律第7条（罰則）には、次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する、と規定されている。

- 1号：第3条第1項の告知書を国外送金等の際に金融機関の営業所等の長に提出せず、又は当該告知書に偽りの記載をして金融機関の営業所等の長に提出したとき。
- 2号：国外送金等調書をその提出期限までに税務署長に提出せず、又は国外送金等調書に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出したとき。

3号：第5条第1項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

4号：第5条第1項の規定による検査に偽りの記載又は記録をして帳簿書類を提示したとき。

### 2 国外財産調書の提出制度の概要

この制度は、相続税等において国外財産が課税漏れになつてゐるケースがあつたことから、

# Topics of International Taxation

一定の金額を超える国外財産を有する居住者について、国外財産調書の提出を義務付けたものである。

## (1) 国外財産調書の提出

居住者は、その年の12月31日に、国外財産の価額合計額が5,000万円を超える場合、国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した調書（国外財産調書）を、翌年の3月15日までに、所轄税務署長に提出しなければならない。なお、この改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用される。

## (2) 過少申告加算税等の特例

国外財産調書の提出制度は、国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等があった場合の過少申告加算税又は無申告加算税について、所定の措置が講じられている点に特徴がある。これは、欧米にあるTax Amnestyの考え方を一部取り入れたものと思われる。

### イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の軽減

国外財産に係る所得税又は相続税について修正申告等があった場合に、提出済みの国外財産調書に当該修正申告等の基となる国外財産についての記載があれば、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、5%軽減されるのである。

### ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重

国外財産に係る所得税について修正申告等があった場合、国外財産調書の提出がないとき又は提出された国外財産調書に当該修正申告等の基となる国外財産についての記載がないときは、あるいは記載が不十分と認められるときは、過少申告加算税又は無申告加算税の額は、5%加重した金額となる。

この加算税の軽減又は加重に係る改正は、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る国外財産に係る所得税又は相続税について適用される。

## (3) 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則規定

国外財産調書の提出制度について、前述の国外送金等に係る調書の提出等と同様に、罰則規定が設けられている。

① 国外財産調書に偽りの記載をして提出した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

② 正当な理由がなく国外財産調書を提出期限までに提出しなかった者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金であるが、情状により、その刑を免除することができることとなっている。

上記の改正は、平成27年1月1日以後の違反行為について適用される。

上記以外の改正点としては、国税職員の質問検査権について、国税職員は、国外財産調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該国外財産調書の提出義務者に対して質問し、その者の国外財産に関する帳簿書類等その他の物件を検査し、又は当該物件又はその写しの提示若しくは提出を求めることができる旨の改正が行われた。

米国は、Foreign Account Tax Compliance Act of 2009において、個人が海外に5万ドルを超える資産を有する場合、米国における申告書に、銀行口座の場合には金融機関名及びその所在地、証券等の場合には発行者名とその所在地等の書類を添付する義務が課されている。また、海外の銀行口座残高が1万ドルを超える者について、情報申告書（TD F90-22.1 : Report of Foreign Bank and Financial Account）の提出が義務付けられている。このような制度が今回の改正の参考になったものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好